

下請セーフティネット債務保証事業の導入について

江戸川区は、平成20年4月1日より、中小・中堅建設業者の資金供給の円滑化と下請保護を図るため、下請セーフティネット債務保証事業（工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度）制度を導入いたします。

1 制度の概要

- ① 本制度は、江戸川区の公共工事を受注した元請企業が、区から債権譲渡の承諾を得て、未完成工事代金債権を事業協同組合や建設業協会等に譲渡し、これを担保に事業協同組合等から融資を受けることができる制度です。
- ② 組合等は、(財)建設業振興基金の債務保証を受けて、元請企業へ転貸融資を行います。
- ③ 本制度により元請企業は、工事の施工過程で、下請企業への工事代金の支払等を目的とした低利率の資金融資を受けることが可能となり、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

2 利用条件

1 利用できる元請企業

- ① (財)建設業振興基金に出えんしている事業協同組合等に加入している、中小・中堅建設企業
- ② 江戸川区と工事請負契約を締結し、現在施工中の企業

2 対象工事

- ① 請負金額が1,000万円以上の工事
- ② 工事の進捗率が全体の50%以上であること
- ③ 申請の年度内に完了が見込める工事

3 対象となる組合等

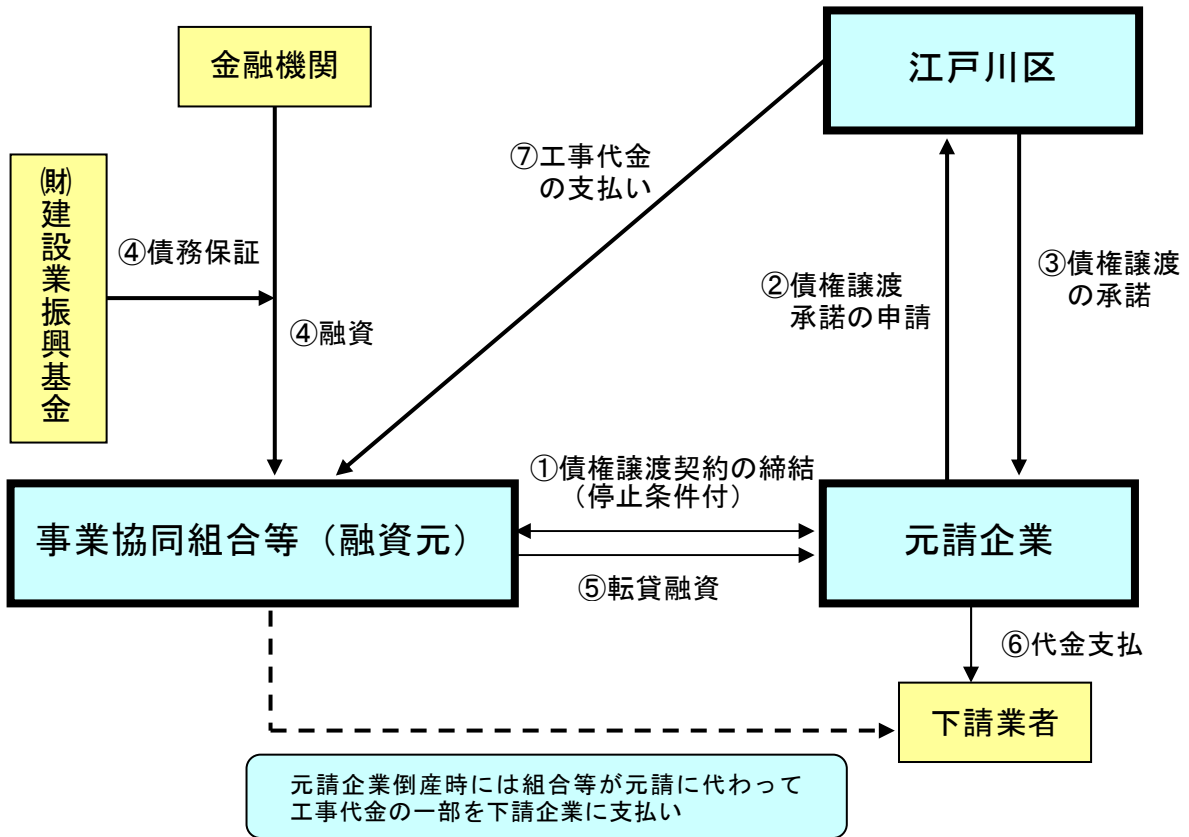
(財)建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合、建設業団体等

3 実施年月日

平成20年4月1日

4 制度の流れ

1 フロー図



2 手続きの流れ

- ① 本事業の利用を希望する元請企業は、まず事業協同組合等との間で、江戸川区の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結します。
- ② 次に、元請企業と事業協同組合等との連名で、江戸川区に債権譲渡承諾の申請を行います。
- ③ これに対し、江戸川区は債権譲渡の承諾（又は不承諾）の通知を行います。
- ④ 債権譲渡が承諾されたときは、事業協同組合等は、財団法人建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関からの借入れを行います。
- ⑤ 事業協同組合等は、元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で融資を行います。
- ⑥ 元請企業は、事業協同組合等から借り受けた資金を、一次下請企業に支払います。
- ⑦ 江戸川区は、債権譲受人である事業協同組合等に対し工事代金を支払います。

※ 通常の場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を精算のうえ、残額があれば元請企業に返還します。

※ 元請企業が倒産した場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を精算のうえ、債権譲渡契約の定めに従って、下請保護策を講じます。

3 提出書類（書類は目次にある「要綱・基準および要領」内にあります）
（債権譲渡承諾の申請時）

① 債権譲渡承諾依頼書（3通）

江戸川区様式（別記第1号様式一表裏1枚で作成すること）

② 債権譲渡契約書の写し（1通）

国土交通省様式（様式3-①又は3-②）

③ 工事履行報告書（1通）

国土交通省様式（様式1）

④ 債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書（各1通）

発行日から3ヵ月以内のもの

⑤ 履行保証人の承諾書（1通）

履行保証を付した工事で、保険又は保証約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合

⑥ 財団法人建設業振興基金の債務保証承諾書の写し（1通）

（融資実行後）

⑦ 融資実行報告書（1通）

国土交通省様式（様式5）

（契約変更・解除時）

⑧ 工事代金債権計算書（1通）

※ 写しを提出するものは、提出時に原本を提示する必要があります。

問い合わせ・申請窓口

〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区総務部用地経理課契約係

TEL：03-5662-1005

FAX：03-5662-1006